

赤城会身体拘束等適正化指針

赤城会事業所（以下、事業所という）では身体拘束の廃止に向けた取組みの一環として「身体拘束等適正化指針」を定めることとする。

※身体拘束等とは身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為のこと

I 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- 1 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員全員が利用者への身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努めることとする。
- 2 「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別支援を重視したサービスの質の向上をめざし、その結果として身体拘束等の廃止に繋げることとする。

II 身体拘束等適正化に向けた体制

事業所では、身体拘束等の適正化に向けて、身体拘束廃止検討会議（以下、「廃止検討会議」という。）を設置する。

1 目的

利用者の身体拘束実施の適否及び身体拘束を必要としない支援について協議・決定を行うこと。

2 会議の構成員

施設長、次長、課長、係長、主任、看護師とするが、必要に応じて関係職員を参加させることができる。

3 会議の開催

会議は必要に応じて随時開催する。

III 身体拘束等の適正化のための職場研修に関する基本方針

支援に携わるすべての職員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や知識を普及・啓発することを目的とした研修を実施する。

- 1 定期的な教育・研修（年2回）の実施
- 2 新任者・転任者に対する身体拘束等適正化に関する研修の実施
- 3 その他必要な教育・研修の実施

IV 事業所で発生した身体拘束等の報告方法のための方策に関する基本方針

- 1 身体拘束等を行う場合には、『赤城会における身体拘束取扱要領』（以下、「取扱要領」という。）に基づき、本人及び家族又は後見人と面談にて説明することを原則とし、同意を得て承諾及び署名を求めること。
- 2 身体拘束を行った場合は、開始又は更新から6ヶ月以内に、廃止検討会議で報告するとともに、モニタリング及び個別支援計画作成等の際に施設長まで報告を行うこと。（取扱要領第8条）
- 3 必要に応じて第三者委員へ報告を行うこと。

V 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束等を行わないことが原則であるが、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たした上で、以下の手続きを取る。

1 カンファレンスの実施

標記3要件を満たしているか確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間等が必要最小限で適切であるかどうか、さらには経過観察の方法等について、実施の際に同席する職員で協議を行う。協議結果は、速やかに上席者（課長又は次長）に報告をすること。

2 利用者本人や家族に対しての説明

緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合には家族又は後見人に速やかに連絡して承諾を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに連絡し、説明及び承諾を得る。（取扱要領第6条第1項3号）

3 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録し5年間保存する。また、身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法については随時検討する。（取扱要領第7条第1項及び第2項）

4 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により身体拘束が不要となった場合、速やかに身体拘束を解除する。身体拘束の解除に当たっては、廃止の理由、身体拘束に替わる方法及び留意点について、本人及び家族又は後見人等へ説明を行い、臨時の廃止検討会議で検討する。（取扱要領第6条第1項5号）

VI 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1 本指針は書面として備えおき、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。
- 2 電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

Ⅶ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所職員以外の地域の他法人、施設に対しても公開講座を開催するなどにより、互いに研鑽を深め、身体的拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めていく。

附則 本指針は、令和4年3月1日から施行する。

赤城会における身体拘束取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、赤城会事業所（以下「事業所」という。）において、利用者の人権を尊重するとともに、利用者に対する身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない質の高い支援の実現を目指し、真にやむを得ず身体拘束を行う場合の手続を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における身体拘束とは、利用者の意思に反し、次の方法を用いて行動を制限することをいう。

- (1) 自分の意思で動くことのできないよう車いすやベッド等にベルト等で固定する。
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を着ける。
- (3) 脱衣やオムツはずし等を制限するために、拘束衣（つなぎ服）を着せる。
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- (5) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (6) 医療的必要性に基づかない投薬を行う。
- (7) その他、前項以外の器具等を用いるほか支援者により行動を著しく制限すること。

(事業所の対応方針)

第3条 事業所の対応方針は、次のとおりとする。

- (1) 支援の工夫等により身体拘束以外の方法を検討し、身体拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
- (2) 事業所内で行われている身体拘束については、常時その状況を把握するとともに、身体拘束廃止検討会議（以下、「廃止検討会議」という。）においてその必要性を検討し、身体拘束がゼロになるように努める。

(身体拘束を行う場合の三要件)

第4条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次のいずれにも該当する場合のみとする。

- (1) 切迫性：利用者本人又は他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 非代替性：身体拘束をする以外に代替する方法がない場合
- (3) 一時性：身体拘束が一時的である場合

(身体拘束を行う場合の事前計画等の手続)

第5条 身体拘束を行う場合は、次の手続を行わなければならない。

- (1) 身体拘束を行う場合には、「[事前計画] 身体拘束の実施計画について」(様式1) (以下、「身体拘束実施計画」という。) 及び「身体拘束に関する意見書」(様式2) を作成する。ただし、様式2の作成は短期入所の場合を除くものとする。
- (2) 前号で作成する身体拘束実施計画については、直近の廃止検討会議に諮るとともに、その内容をふまえて作成する「身体拘束に関する説明及び承諾書」(様式3) を添付して事業所長決裁を受ける。
- (3) 「身体拘束に関する説明及び承諾書」(様式3) は、本人及び家族又は後見人と面談にて説明することを原則とし、同意を得て承諾及び署名を求める。
- 2 「身体拘束実施計画」に記載する身体拘束実施期間は、6ヶ月を超えてはならない。ただし、真に継続が必要な場合には、廃止検討会議において「身体拘束状況について」(様式5) (以下、「身体拘束実施状況」という。) により報告し、継続することができる。
- 3 第1項に規定する手続きは、第2条各号に規定する身体拘束を新たに実施する毎に行うものとする。
- 4 本人の状況の変化や支援の改善等により身体拘束が不要となった場合には、速やかに身体拘束を廃止する。身体拘束の廃止に当たっては、廃止の理由、身体拘束に替わる方法及び留意点について、本人及び家族又は後見人等へ説明を行い、直近の廃止検討会議で検討し「身体拘束実施状況」に終了の旨を記載し、事業所施設長決裁を受ける。
- 5 身体拘束を実施する際は個別支援計画の「身体拘束の廃止に向けた取組」に記載する。

(緊急に身体拘束を行う必要が生じた場合等の手続)

第6条 「身体拘束実施計画」を作成していない利用者に緊急に身体拘束を行う必要が生じた場合、あるいは「身体拘束実施計画」と異なる内容で緊急に身体拘束を行う必要が生じた場合は、次の手順により行わなければならない。ただし、事前に臨時で廃止検討会議又はこれに準ずる会議を開催できる場合は、第5条に基づくものとする。

- (1) 切迫性・非代替性・一時性の三要件を満たしているか確認し、身体拘束の理由、方法、時間及び実施期間等が必要最小限で適正であるかどうか、さらには経過観察の方法等について、実施の際に同席する職員で協議を行い、その結果を「身体拘束緊急実施状況について」(様式4) (以下、「身体拘束緊急実施状況」という。) に取りまとめる。
- (2) 協議結果は、当該利用者が属する上席者(課長又は次長)に速やかに報告する。
- (3) 家族又は後見人に対しても速やかに連絡して承諾を得る。連絡がとれない場合は、実施後速やかに連絡し説明及び承諾を得るものとする。
- (4) 身体拘束実施後、原則として翌日までに速やかに臨時で廃止検討会議を開催し、「身体拘束緊急実施状況」の内容について報告を行う。継続して身体拘束が必要となる場合、第5条第1項の手続きを行う。

- (5) 「身体拘束緊急実施状況」に基づく実施予定期間の終了時あるいは終了前に、本人の状況の変化や支援の改善等により身体拘束が不要となった場合、速やかに身体拘束を廃止する。身体拘束の廃止に当たっては、廃止の理由、身体拘束に替わる方法及び留意点について、本人及び家族又は後見人等へ説明を行い、臨時の廃止検討会議で検討し「身体拘束実施状況」に終了の旨を記載し、事業所施設長決裁を受ける。

(記録)

第7条 身体拘束を行った場合の記録については、次のとおり行う。

- (1) 身体拘束を行った場合は、「身体拘束実施の記録」(様式6)又は(様式7)にその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況緊急やむを得なかった理由、その他必要な事項をケース記録等に詳細に記録する。また、記録については、一月毎に課長に報告すると共に廃止検討会議後は事業所施設長まで報告する。
- (2) 記録は5年間保存する。

(報告)

第8条 身体拘束の開始又は更新から6ヶ月以内に、実施状況を「身体拘束実施状況」により廃止検討会議で報告するとともに、モニタリング及び個別支援計画作成等の際に事業所施設長まで報告しなければならない。

附 則

この要領は令和4年3月1日から施行する。